

<環境>

ア 公害等

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
<p>土壌環境保全対策 (環境省、関係省)</p>	<p>下記の視点に留意しつつ、市街地の土壌汚染の調査・浄化等に関する対策を樹立し、法案提出を含め検討し結論を出す。</p> <p>a 土壌汚染の調査については、有害物質の取扱事業場等について一定の場合に調査を行うことや、土地の開発前等に調査を行うことを検討する。</p> <p>b 汚染地の登録・情報提供の体制を整備する。</p> <p>c 土壌汚染の浄化等に関しては、費用負担については汚染者負担の原則を踏まえることとしつつ、一定の場合に原因者、土地所有者等に対策を義務付ける。</p> <p>d 対策の発動基準と対策の内容のバランスをとり、土地所有者等に過度に負担とならないよう柔軟に対応できるようにする。</p> <p>e 原因者が不明、資力不足等の場合の支援措置について、汚染者負担を原則としつつ、基金の設立や税制等も含めて検討する。</p> <p>f 国の制度を制定するに際しては、地方公共団体の条例等について地方分権の趣旨を尊重した上で、国の制度との整合性を確保するように努める。</p> <p>(第154回国会に係る法案提出)</p>	<p>法案提出</p>	<p>法案成立後公布、措置(公布後9ヶ月以内に施行予定)</p>	
<p>自動車排出ガス対策の推進 (環境省、警察庁、経済産業省、国土交通省)</p>	<p>二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染が著しい大都市地域において、大気環境基準の達成を目途とし、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の改正による自動車排出ガス総合対策の充実・強化の推進を図る。</p> <p>【自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成13年法律第73号)】</p>	<p>法案成立、公布、一部施行(13年12月)</p>	<p>措置(一部施行(14年5月)、全面施行(14年10月))</p>	

イ リサイクル・廃棄物

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
廃棄物等のリサイクル制度 （財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）	d 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、分別解体等の実施、建設廃棄物の再資源化等の促進を図りつつ、建設リサイクルの着実な施行を図る。 【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）】 【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律関係政省令（平成14年政令第7号、平成14年国土交通省令第17号及び平成14年国土交通省令・環境省令第1号）】		14年5月全面施行	
自動車リサイクル対策 （経済産業省、環境省）	自動車リサイクル対策について、使用済自動車の逆有償化の状況の下で、リサイクルの高度化及びその適正な処理の確保に向け、法制化も視野に入れた検討を行う。 （第154回国会に関係法案提出予定）	結論	法案成立後公布	

エ 人と自然との共生

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
自然公園法改正法案の提出 （環境省）	従来風景保護に加え、生態系保全と野生生物保護の機能を自然公園法（昭和32年法律第161号）に位置付ける。 （第154回国会に関係法案提出）	法案提出	法案成立後公布、措置（公布後1年以内に施行予定）	